

完了検査での施工基準違反事例及び指導事項

事例	根拠法令	指導事項
<p>勾配の変化する箇所につきますを設置していない。</p> <p>排水管の口径変化点、屈曲点で継ぎ手を使用</p>	<p>下関市下水道条例施行規程 第3条第1項6号</p>	<p>ますは、管渠の集合接続点、屈曲点、内径等又は勾配の変化する箇所及び直線部分においては管渠の内径等の120倍以内の間隔にそれぞれ設け～(略)</p> <p>勾配の変化する箇所には、段差付インバートます、ドロップます、又は掃除口を設置するなど、維持管理に必要な措置を講じること。</p> <p>継ぎ手は、始点または終点のますの直近で、維持管理に支障がない範囲の使用に限り認める。</p>
<p>インバートますの内径が基準を満たさないため、ますの上部のみ異形ソケットを用いて増径させた。</p>	<p>下関市排水設備技術基準 第7条第1項第2号</p>	<p>インバートますの内径又は内のり（以下「内径等」という。）は、次の表のとおりとすること。 (表略)</p> <p>規定のインバートますへ取替えること。</p>
<p>建替え新築の際、道路内で屈曲した既設先行管に接続した。</p>	<p>下関市排水設備技術基準 第10条第1項第7号</p>	<p>公共ますと直近のインバートますとの間の排水管は、直線となるように施工すること。</p> <p>公共下水道管の維持管理上望ましくないため、先行管を直線に布設し直す工事（公共ますの移設は行わない）を局が行う。よって、先行管の布設状況も事前に詳しく調査すること。</p>
<p>排水管の土かぶりが20cm未満</p>	<p>下関市下水道条例施行規程 第3条第1項第7号</p>	<p>「必要な保護」とは、次の例により、布設場所、荷重等を考慮し施工すること。</p> <p>例① 駐車場 → 荷重に耐えうるコンクリート舗装</p> <p>例② 建物と塀との隙間30cm程度の人の通行がない場所 → 土を固く敷き固める</p>
<p>浄化槽切替工事において既設管を流用する際、完成図面と現地に相違がある。</p>		<p>図面を作成する際は建築図面から転写するだけでなく、水洗器具の位置及び既設管の布設ルートを調査の上、水を流し確認すること。</p>